

事務事業分析シート

No1

事務事業名	休日診療対策費	部課名	健康部生活衛生課	課長名	高岡 芳行
		担当者名	宮城 順子	内線	422
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード	休日診療対策費(24-35-33-01)				
事務事業の種類	○新規事業 (○19年度 ○18年度)		○建設事業	●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成	48年度	根拠法令等	休日診療及び準夜間診療事業実施要綱	
終期設定	○有 ●無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	健康・福祉・子育て			
	政策	生涯を通じて健康で暮らせる社会の実現			
	施策	地域医療体制の整備			
目的	医療機関が休診となる休日(日曜、祝日、年末年始)の日中及び休日と土曜日の準夜間帯に、輪番の当番医による、初期救急医療体制を確保することにより、区民の健康を守るとともに不安を緩和する。				
対象者等	全区民				
内容	休日診療の初療施設・・・1休日あたり5カ所、午前10時～午後5時(休日：日曜、祝日及び年末年始) 準夜間診療の初療施設・・・1休日あたり3カ所、午後5時～午後9時(休日・土曜日) 対象日は、通常休祝日(日曜日、祝日)、5月連休、年末年始(12月29日～1月3日) 診療科目は原則として内科・小児科・外科(眼科・耳鼻科については、都が事業を実施)各日小児科を1ヶ所以上確保 荒川区医師会は、医師会館内にテレホンサービスを設置し、区民からの電話相談に対応している。				
経過	昭和48年7月 休日診療開始 昭和54年4月 準夜間診療開始 平成4年4月 土曜日準夜間診療・月後れ盆期間(8月13日～17日)の開始・年末年始期間に1月4・5日を追加 平成12年4月 二次救急の充実により入院施設確保の廃止(2床×2施設) 平成13年4月 月遅れ盆期間(8月13日～17日)の廃止 平成14年4月 年末年始期間から1月4・5日を通常休祝日とする。 平成15年4月 1月4・5日を対象から除く				
必要性	医療機関の休診となる休日等に初期救急医療体制を確保し、区民の健康を守り不安を解消する事業として必要不可欠である。また、二次救急医療機関本来の機能を遂行するうえでも、必要性は高い。				
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 社団法人荒川区医師会に委託し、平成18年度は医師会加入の93医療機関で輪番により実施。 平成18年度委託契約額 65,596,205円 内 訳 (診療報酬×実施箇所+テレホンサービス×実施箇所)×実施日数 <昼間> 通常休祝日 (91,450×5カ所+27,590×1カ所)×62日=30,060,080 5月連休 (123,380×5カ所+27,590×1カ所)×3日=1,933,470 年末年始 (195,980×5カ所+55,180×1カ所)×6日=6,210,480 <準夜間> 通常休祝日 (61,235×3カ所+17,235×1カ所)×62日=12,458,280 5月連休 (81,190×3カ所+17,235×1カ所)×3日=782,415 年末年始 (156,790×3カ所+44,830×1カ所)×6日=3,091,200 土曜日 (69,495×3カ所+17,235×1カ所)×49日=11,060,280				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
予算額		72,220	69,111	67,101	65,597	66,048	65,822	65,697
①決算額(18年度は見込)		72,220	69,110	66,056	65,596	66,048	65,822	65,697
②人件費							3,017	
【事務分担当】(%)							35	
合計(①+②)		72,220	69,110	67,101	65,597	66,048	68,839	65,697
国(特定財源)		0	0	0	0	0	0	0
都(特定財源)		2,918	2,918	2,918	2,918	0	0	0
その他(特定財源)		0	0	0	0	0	0	0
一般財源		69,302	66,192	64,183	62,679	66,048	68,839	65,697
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	休日診療受診者	6,681	6,205	5,425	5,420	5,131	4,911	912
	準夜間受診者	2,868	2,497	2,453	2,634	2,780	2,728	473
	休日診療電話照会件数	6,272	6,511	5,790	6,040	7,171	5,594	1,076
	準夜間電話照会件数	3,252	3,031	2,858	3,182	3,326	3,272	577

事務事業分析シート

No2

予算・決算主要項目	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	休日及び準夜間診療業務委託料	66,048	休日及び準夜間診療業務委託料	65,822	休日及び準夜間診療業務委託料	65,597

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値（22年度）	
標	① 休日診療受診率	2.7%	2.8%	3.1%	—	受診者/区内人口
	② 準夜間診療受診率	1.5%	1.5%	1.6%	—	受診者/区内人口
	③					

問題点・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受診者の減少傾向の原因を調査する必要がある。 ・ 調査結果を踏まえ、新たな周知方法等について検討する。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区） 休日診療・・・固定施設17区

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	減少傾向の原因を調査する。	
②		
③		

施策評価結果（優先度）	優先度についての説明、所属長意見等
A	区民の健康保持に直結する事業であり、緊急時の対応には不可欠である。

議会（要旨）状況	
----------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	休日歯科診療費	部課名	健康部生活衛生課	課長名	高岡 芳行
		担当者名	宮城 順子	内線	422
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード	休日歯科診療対策費(24-35-66-01)				
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業 <input type="radio"/> 建設事業 <input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成	56 年度	根拠法令等	休日歯科診療事業実施要綱	
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度			
実施基準	法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	計画	<input type="radio"/> (非計画)
行政評価事業体系	分野	健康・福祉・子育て			
	政策	生涯を通じて健康で暮らせる社会の実現			
	施策	地域医療体制の整備			
目的	医療機関が休診となる休日(日曜、祝日、年末年始)において輪番の当番医による急病患者の初期救急診療体制を確保し、区民の健康を守るとともに不安を緩和する。				
対象者等	全区民				
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休日歯科診療の初療施設 1 休日当たり 1 カ所、午前 9 時から午後 4 時まで(電話受付) ・ 対象日は、通常休休日(日曜日、祝日)、年末年始(12月29日～1月3日)、5月連休 ・ 荒川区歯科医師会は、医師会館内で録音テープによる当番医の紹介を行い、当番医は区民からの相談に対応している。 ☆平成18年度契約額・・・7,925,920円 ・ 委託単価内訳 通常祝休日・・・91,450×1カ所×62日=5,669,900 <li style="padding-left: 20px;">年末年始(12/29～1/3)・・・195,980×1カ所×6日=1,175,880 <li style="padding-left: 20px;">5月連休(5/3.4.5)・・・123,380×1カ所×3日=370,140 テレホンサービス・・・10,000×71日=710,000 				
経過	昭和56年10月 休日歯科診療開始 平成4年4月 月遅れ盆(8月13日～8月17日)の開始、年末年始期間に1月4・5日を追加 平成13年4月 月遅れ盆期間(8月13日～17日)の廃止 平成14年4月 年末年始期間の1月4・5日を通常休祝日とする 平成15年4月 1月4・5日を対象日から除く				
必要性	医療機関が休診となる休日等に区民の健康を守り不安を解消する事業として必要性は高い。				
実施方法	(直営 一部委託 <input checked="" type="radio"/> 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 社団法人東京都荒川区歯科医師会に委託し、歯科医師会加入医療機関で輪番により実施 平成18年度委託料 7,926,000円(単価内訳については上記内容欄に記載)				

		(単位：千円)						
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
予算・決算額等の推移	予算額	10,352	9,962	8,149	7,926	7,926	7,926	7,926
	①決算額(18年度は見込み)	10,352	9,962	8,042	7,926	7,926	7,926	7,926
	②人件費						3,017	
	【事務分担量】 (%)						35	
	合計(①+②)	10,352	9,962	8,149	7,926	7,926	10,943	7,926
	国(特定財源)							
	都(特定財源)							
	その他(特定財源)							
	一般財源	10,352	9,962	8,149	7,926	7,926	10,943	7,926
	実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	受診者数	359	424	365	345	335	352	75
	電話照会件数	628	698	601	546	481	461	99

事務事業分析シート

No2

予算・決算主要項目	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	休日歯科診療業務委託料	7,926	休日歯科診療業務委託料	7,926	休日歯科診療業務委託料	7,926

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値（22年度）	
①	受診率	0.2%	0.2%	0.2%	—	受診人数/区内人口
②						
③						

問題点・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受診者数が少ないため、原因を調査する必要がある。 ・ 調査結果を踏まえ、周知方法等について検討する。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区） 固定施設 1 2 区

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	受診者に対する調査を行う。	
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
B	区民が急病の際の対応として必要である。

議会質問状況	
--------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	準夜間小児初期救急医療事業	部課名	健康部生活衛生課	課長名	高岡芳行
		担当者名	田村隆夫	内線	422
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）	準夜間小児初期救急医療事業（24-38-50-01）				
事務事業の種類	● 新規事業（○19年度 ●18年度） ○ 建設事業 ○ それ以外の継続事業				
開始年度	○ 昭和 ● 平成	18 年度	根拠法令等	準夜間小児初期救急医療事業実施要綱	
終期設定	○ 有 ● 無	年度			
実施基準	法令基準内（都基準内）（区独自基準）		計画区分	（計画） 非計画	
行政評価事業体系	分野	健康・福祉・子育て			
	政策	安心して子育てができる社会の実現			
	施策	小児医療の充実			
目的	診療所が診療を実施しない平日準夜間における小児救急患者に対し初期救急医療事業を実施することにより、小児救急医療体制を確保し小児医療の充実とともに子育て支援の充実を図る。				
対象者等	15歳未満の初期救急医療を必要とする患者				
内容	荒川区小児初期救急診療所の概要 開設日・・・平成18年6月7日 診療時間・・・平日（月曜日～金曜日）の19時～22時まで（準夜間の3時間） 対象者・・・15歳未満の初期救急医療を必要とする患者 診療医師・・・小児科専門医など小児科医師が診療 開設場所・・・荒川区医師会館				
経過	東京都は平成18年度までに各区における平日準夜間（概ね午後5時～午後10時までの間の3時間程度）の固定施設における初期救急診療体制の整備を目指し、平成14年度から助成を開始した。区においては平成16年度から検討を開始し、医師会等関係機関と協議、検討を進めてきた。				
必要性	病状が急変しやすい子どもの健康を守り不安を解消する事業として必要不可欠である。また、この事業により救急病院における小児初期急患による混雑を緩和するなど、救急病院が本来の機能を遂行するうえで、事業の必要性は高い。				
実施方法	（直営 一部委託 <u>全部委託</u> ） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 荒川区医師会に委託し、小児科専門医の診療により社団法人荒川区医師会平日準夜間小児初期救急医療センター（荒川区医師会館1階）において実施 対象者・・・19,484人（人口一覧表平成18年1月1日現在による）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
予算額							50,829	
①決算額（18年度は見込み）							50,829	
②人件費								
【事務分担量】（%）								
合計（①+②）	0	0	0	0	0	0	50,829	
国（特定財源）								
都（特定財源）							18,291	
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	0	32,538	
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	受診者数							1,200

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
						協議会運営委員謝礼	312
						準夜間小児初期救急医療運営委託費	20,000
						準夜間小児初期救急医療事業実施施設整備補助金	30,517

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値（22年度）	
①	受診者数	-	-	1,200	-	
②						
③						

問題点・課題	<ul style="list-style-type: none"> 区内に1箇所では、受診しにくいという声の一部があるが、現施設の利用状況を勘案しながら判断することが将来的な課題である。
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 12 区 未実施 区）</p> <p>平日夜間小児初期救急事業実施区・・・板橋区、江戸川区、葛飾区、江東区、品川区、杉並区、墨田区、世田谷区、台東区、中央区、中野区、練馬区</p>

問題点・課題の改善策検討	
①	平成19年度に取り組む具体的な改善内容
①	本年6月から実施したばかりの事業であり、今後2～3年程度推移を見きわめたうえで改善策を検討する。
②	
③	

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
A	子どもの緊急時の対応のため必要である。

議会（要質） 質問状況	<p>平成16年二定 小児初期救急診療について</p> <p>平成18年二定 センターでの電話相談の実施について</p>
----------------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	衛生統計調査	部課名	健康部生活衛生課	課長名	高岡芳行
		担当者名	渡邊一男	内線	422
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード	衛生統計調査費(24-42-50-01)				
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業 <input type="radio"/> 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 ● 平成	13 年度	根拠法令等	統計法、人口動態調査令等	
終期設定	<input type="radio"/> 有 ● 無	年度			
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内	<input type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画
行政評価事業体系	分野	区政推進			
	政策	効果的・効率的な区政の推進			
	施策	統計・調査の推進			
目的	根拠法令等に基づき、人口動態調査や医療施設動態調査をはじめ厚生労働省から指定された各種調査を行い、厚生労働行政施策(少子化、就業、社会保障、社会活動等)・医療行政(診療施設の機能や従事者の把握、患者の傷病状況等)及び公衆衛生行政(出生率、死亡率や死亡原因等)の基礎資料を得る。				
対象者等	1. 人口動態調査…戸籍法に基づく届出者(出生・死亡・死産・婚姻・離婚) 2. 医療施設動態調査…区内の全医療施設 3. 各種調査…無作為に抽出された世帯(世帯員)、指定調査区の該当者、医療機関従事者等				
内容	1. 人口動態調査…出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出に基づく調査票の審査・照会及び取りまとめ後の東京都へ送付する。 2. 医療施設動態調査…医療施設に関する届出(開設・変更等)の受理または処分した調査票の作成と東京都へ送付する。 3. 医療施設静態調査…医療施設の分布及び診療機能等を把握し、医療行政の基礎資料を得る。 4. 国民生活基礎調査…無作為に抽出された世帯に対し、健康・所得・介護等を調査員が訪問し、調査票により調査をする。 5. 21世紀成年者縦断調査…該当者の家族構成・就業や健康状況・子育て等を調査員が訪問し、調査票により調査をする。 6. 中高年者縦断調査…該当者の家族構成・就業や健康状況・社会活動意識等調査員が訪問し、調査票により調査をする。 7. 患者調査…指定した医療機関での入院・外来患者の傷病状況の実態等を医療機関を通じ調査する。				
経過	1. 人口動態調査・医療施設動態調査については毎月実施(人口動態調査は明治5年開始) 2. 医療施設静態調査・患者調査については3年ごとに実施(昭和23年開始) 3. 国民生活基礎調査については毎年実施(昭和61年開始、3年周期で大規模調査を実施) 4. 21世紀成年者縦断調査(第4回)・中高年者縦断調査(第1回)については毎年実施				
必要性	人口動態調査によって、人口数及び自然増加や出生率、死亡率、死亡要因を把握することが出来る。また、そのデータを基に区民の健康の向上(公衆衛生行政)や子育てに関係する施策の参考資料となる。				
実施方法	<input checked="" type="radio"/> 直営 <input type="radio"/> 一部委託 <input type="radio"/> 全部委託) (直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員) 国民生活基礎調査・21世紀成年者縦断調査・中高年者縦断調査については、調査員(非常勤職員)により実施 人口動態調査等については常勤職員で実施				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
予算額	347	364	750	777	604	795	508	
①決算額(18年度は見込み)	66	103	380	246	305	355	508	
②人件費						6,033		
【事務分担量】%						70		
合計(①+②)	66	103	380	246	305	6,388	508	
国(特定財源)								
都(特定財源)	282	197	456	292	447	479	543	
その他(特定財源)								
一般財源	-216	-94	-76	-46	-142	5,909	-35	
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	人口動態調査	5,191	5,200	5,103	5,083	5077件	5064件	445件
	国民生活基礎調査		92世帯	86世帯	99世帯	71世帯	35世帯	115世帯
	21世紀成年者縦断調査			51名	47名	38名	32名	30名
	中高年者縦断調査					20名	20名	20名

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度(決算)		平成17年度(決算)		平成18年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	報酬	調査員手当	145	調査員手当	143	調査員手当	216
	一般需用	調査用品等消耗品	67	調査用品等消耗品	139	調査用品等消耗品	222
	役務費	郵送料	48	郵送料	68	郵送料	117
	償還金利息及び割引料	国民栄養調査委託費の交付額確定による返還	45				

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値(22年度)	
①	人口動態調査(衛生統計調査)	5077件	5064件	2617件	—	出生数の減少による件数の減
②	国民生活基礎調査等各種調査	71世帯	35世帯	115世帯	—	16年度は大規模調査のため2地区を調査 17年度は小規模調査のため1地区を調査
③	21世紀成年者縦断調査	38名	32名	32名	—	転出による調査対象者の減員

問題点・課題	<p>1 国民生活基礎調査など調査員による各種調査については、調査拒否者やオートロックマンションの増加等により、調査協力や調査票の回収が年々低下している。また、それに伴って各調査員への負担増にもなっており、効率的な調査活動が難しくなっている。そのため、調査への理解や協力を得るための普及活動及び調査方法等の改善の必要性がある。</p> <p>2 人口動態調査については、現在は小票の転記・集計について、手作業で対応しているが、戸籍システムの稼動(20年度)により、効率的な方法(データで取得し、集計するシステム)でできる可能性もある。</p>
他区の実況	(実施 22区 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	マンション対策としては、管理会社及びマンション管理組合を通じてさらに協力を得る。また、調査票の回収率を上げることについては、現在、総務省で行っている「国勢調査の実施に関する有識者懇談会」の動向をみて取り組む。	調査票回収率の向上による衛生統計調査の充実
②	人口動態調査システムと戸籍システムとの整合性を図り、データの一括処理化を検討する。	正確、迅速な報告
③		

施策評価結果(優先度)	優先度についての説明、所属長意見等
C	人口動態や医療施設動態を把握する調査であり、継続実施する。

議会質問状況	
--------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	医師、歯科医師及び薬剤師等の調査	部課名 担当者名	健康部生活衛生課 平野 安伊子	課長名 内線	高岡 芳行 422
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード	衛生統計調査 (24-42-50-01)				
事務事業の種類	○ 新規事業 ○ 建設事業		● それ以外の継続事業		
開始年度	● 昭和 ○ 平成	50 年度	根拠 法令等	① 医師法第6条3項、歯科医師法第6条3項、薬剤師法第9条 ② 保健師助産師看護師法第33条、歯科衛生士法第6条3項、歯科技工士法第6条3項	
終期設定	○ 有 ● 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 <input checked="" type="checkbox"/> 非計画 <input type="checkbox"/>
行政評価 事業体系	分野	区政推進			
	政策	効果的・効率的な区政の推進			
	施策	統計・調査の推進			
目的	① 医師、歯科医師及び薬剤師について、性・年齢・登録年・業務の種類別・診療科名（薬剤師を除く）等による分布を明らかにし、厚生労働行政の基礎資料を得ることを目的とする。 ② 看護業務等に従事しているものについて、住所・性・年齢・業務の種類別・従事場所等による分布を明らかにし、医療行政及び公衆衛生行政の基礎資料を得ることを目的とする。				
対象者等	届出義務者 ① 医師、歯科医師、薬剤師 ② 保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士				
内容	① 医師法、歯科医師法、薬剤師法に基づき、医師、歯科医師、薬剤師の現況を調査する。原則として、住所地所管の保健所長に提出。または、従事先所在地の保健所長に提出。就業していない者も含む。 ② 保健師助産師看護師法・歯科衛生士法・歯科技工士法に基づき、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、歯科技工士の現況を調査する。（保健所所管区域内で業務に従事している者が就業地所管の保健所長に提出。） ③ 2年毎の12月31日現在の状況を、提出期限までに保健所あて届け出ることとされている。				
経過	昭和23年～34年 医師・歯科医師について毎年実施 昭和35年～ 薬剤師が加わり、昭和57年まで毎年実施 昭和50年度～ 保健所が東京都から区に移管され、区の事業となる。 昭和57年以降は医師、歯科医師、薬剤師について2年毎に実施 医師、歯科医師、薬剤師調査に加えて、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士について2年周期で実施				
必要性	医師、歯科医師、薬剤師、及び看護業務等従事者の現況を把握し、今後の厚生、医療、公衆衛生政策策定のための基礎資料とする。				
実施方法	(<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 全部委託) (直営の場合 <input checked="" type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 臨時職員) ① 厚生労働省から東京都を経由して送られてきた届出用紙を届出義務者に配付し、回収した届出用紙を取りまとめ、送付票を作成し、都知事に提出する。 ② 東京都から送られてきた届出用紙を届出義務者に配付し、回収した届出用紙を取りまとめ、送付票を作成し、都知事に提出する。 ③ 2年に1回実施（平成16年12月に実施。次回は平成18年12月。）				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
予算額	148		152		129		101	
①決算額(18年度は見込み)	119				54			
②人件費						(4,310)		
【事務分担量】 (%)						(50)		
合計(①+②)	119	0	152	0	129	0	0	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	119	0	152	0	129	0	0	
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	届出数 医師	442		483		473		
	歯科医師	187		174		196		
	薬剤師	401		406		433		
	保健師	34		29		34		
	助産師	40		30		43		
	看護師	677		730		848		
	准看護師	314		325		275		
	歯科衛生士	86		85		90		
歯科技工士	79		69		79			

事務事業分析シート

No2

予算・決算 主要項目	節・細節	平成16年度(決算)		平成17年度(予算)		平成18年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	一般需用費			調査年でないため休止			
	消耗品	再生上質紙	3			再生上質紙	5
		宛名シール	4			宛名シール	8
	役務費						
	郵便料	一般及び歯科診療所 薬剤師、薬局、助産所等	44			一般及び歯科診療所 薬剤師、薬局、助産所等	85
		病院	3			病院	3

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
①	医師	473	—	500	—	
②	歯科医師	196	—	200	—	
③	薬剤師	433	—	450	—	
④	保健師	34	—	40	—	
⑤	助産師	43	—	50	—	
⑥	看護師	848	—	850	—	
⑦	准看護師	275	—	280	—	
⑧	歯科衛生師	90	—	100	—	
⑨	歯科技工師	79	—	80	—	

問題点・課題	
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①		
②		
③		

(優先度)	優先度についての説明
C	医師、歯科医師、薬剤師等の業務種別、診療科目等による分布の調査であり、継続実施する。

議会質問状況	
--------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	医師・薬剤師・看護師及び 調理師等免許の經由事務	部課名 担当者名	健康部生活衛生課 平野 安伊子	課長名 内線	高岡 芳行 422
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード(18年度)	衛生統計調査費 (24-42-50-01)				
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業 <input type="radio"/> 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	● 昭和 ○ 平成 50 年度	根拠	医療法等医療従事者に関する法律、施行規則		
終期設定	○ 有 ● 無 年度	法令等	特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 (非計画)
行政評価 事業体系	分野	区政推進			
	政策	効果的・効率的な区政の推進			
	施策	事務の適正・公正な執行			
目的	医師をはじめとする医療職種及び調理師・製菓衛生師の免許申請及び免許証の交付に係る經由事務				
対象者 等	医師・歯科医師・薬剤師・看護師・保健師・助産師・准看護師・臨床検査技師・理学療法士・作業療法士・視能訓練士・衛生検査技師・歯科技工士・診療放射線技師・診療エックス線技師・死体解剖資格認定・麻酔科標榜許可・受胎調節実地指導員等医療関連免許及び調理師・製菓衛生師・クリーニング師の免許申請者及び免許所持者				
内容	医師・歯科医師・薬剤師・看護師等医療従事者の免許及び調理師・製菓衛生師免許等の申請並びに籍訂正、再交付、籍のまつ消、免許証返納の申請を受理し、都庁交換便（重要文書）で送付、都知事（厚生労働大臣）が発行した免許証を申請者に交付する。				
経過	免許事務のうち申請書の受理及び免許証の交付については、昭和50年より都知事から区長への委任事務であったものが、平成12年改正され「事務処理の特例条例」に基づき区が処理する事務となった。				
必要性	法定の事務				
実施 方法	((直営) 一部委託 全部委託) (直営の場合 (常勤) 非常勤 臨時職員) 医療従事者及び調理師等の免許の申請等を受付けると、都（厚生労働大臣の免許については、都を経由し厚生労働省）に送付し、都知事（厚生労働大臣）が発行した免許証を申請者に交付する。特別区事務処理特例交付金対象事業				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	(単位:千円)							
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
予算額								
①決算額(18年度は見込み)								
②人件費						4,310		
【事務分担量】(%)						50		
合計(①+②)	0	0	0	0	0	4,310	0	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	0	0	0	0	0	4,310	0	
実 績 の 推 移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	医療関係者免許取扱件数					303	273	
	調理師・製菓衛生師免許取扱件数					97	110	

事務事業分析シート

No2

予算・決算主要項目	節・細節	平成16年度(決算)		平成17年度(決算)		平成18年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値(22年度)	
①	医療関係者免許取扱い件数	303	273	300	-	
②	調理師・製菓衛生師免許取扱い件数	97	110	110	-	
③						

問題点・課題	
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①		
②		
③		

(優先度)	優先度についての説明、
C	法定事務である。

議会質問状況	
--------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	医師会・歯科医師会・薬剤師会等補助金	部課名	健康部生活衛生課	課長名	高岡芳行
		担当者名	宮城順子	内線	422
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード	その他事務費(24-14-80-01)				
事務事業の種類	○新規事業 (○19年度 ○18年度)		○建設事業	●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成	38年度	根拠法令等	荒川区補助金等交付規則・荒川区医師会補助金交付要綱	
終期設定	○有 ●無	年度		荒川区歯科医師会補助金交付要綱 荒川区薬剤師会補助金交付要綱 荒川区歯科技工士会補助金交付要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 (非計画)
行政評価事業体系	分野	健康・福祉・子育て			
	政策	生涯を通じて健康で暮らせる社会の実現			
	施策	地域医療体制の整備			
目的	本事業は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、歯科技工士会が実施する事業や活動の公益性を認め、これらの活動等に対して補助をすることにより区民の健康増進に寄与することを目的とする。				
対象者等	医師会、歯科医師会、薬剤師会、歯科技工士会				
内容	○四師会等の主な活動 ・医師会 予防接種、乳幼児集団検診、無料健康相談、血圧測定・ガン相談、校医・校外クラブ等の嘱託医活動 ・歯科医師会 区民無料相談、3歳児検診、母と子の良い歯コンクール、良い歯の学校表彰、母親学級・歯科衛生教室の開設 ・薬剤師会 小中学校等の環境調査、献血のPRと実施、薬と健康週間の実施、薬の110番、備蓄薬品の充実 ・歯科技工士会 各種研修会開催、区民健康フェア参加、各種キャンペーン、講演会参加				
経過	(補助開始)・昭和38年度 三師会補助開始。 ・平成9年度 歯科技工士会 昭和63年度当初 医師会35万円、歯科医師会25万円、薬剤師会10万円であった。 平成4年度 医師会120万円、歯科医師会100万円、薬剤師会80万円となった。 平成10年度 全庁的な補助金見直しに合わせ10%削減した。 平成12年度 5%削減した。 平成14年度 12年度に引き続き、医師会、歯科医師会、薬剤師会に対する補助について5%削減した。 平成15年度 総務課より保健福祉計画課に移管。 平成18年度 保健福祉計画課より生活衛生課に移管。				
必要性	区民の健康を守る組織である医師会等に本事業を実施することで、区民の健康増進に寄与することができる。				
実施方法	(<u>直営</u> 一部委託 全部委託) (直営の場合 <u>常勤</u> 非常勤 臨時職員)				

	(単位:千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
予算・決算額等の推移	予算額(19年度以降は見込み)	2,660	2,660	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530
	①決算額(18年度は見込み)	2,660	2,660	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530
	②人件費						882	
	【事務分担量】%						10	
	合計(①+②)	2,660	2,660	2,530	2,530	2,530	3,412	2,530
	国(特定財源)							
	都(特定財源)							
	その他(特定財源)							
	一般財源	2,660	2,660	2,530	2,530	2,530	3,412	2,530
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	医師会補助 (千円)	1,026	1,026	974	974	974	974	974
	歯科医師会補助 (千円)	855	855	812	812	812	812	812
	薬剤師会補助 (千円)	684	684	649	649	649	649	649
	歯科技工士会補助 (千円)	95	95	95	95	95	95	95

事務事業分析シート

No2

予算・決算主要項目	節・細節	平成16年度(決算)		平成17年度(決算)		平成18年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
19負担金補助及び交付金	医師会補助		974	医師会補助	974	医師会補助	974
	歯科医師会補助		812	歯科医師会補助	812	歯科医師会補助	812
	薬剤師会補助		649	薬剤師会補助	649	薬剤師会補助	649
	歯科技工士会補助		95	歯科技工士会補助	95	歯科技工士会補助	95

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値(22年度)	
①	医師会会員数	211	216	215	—	
②	歯科医師会会員数	121	126	122	—	
③	薬剤師会会員数	208	191	201	—	
④	歯科技工士会会員数	40	40	40	—	

問題点・課題	<p>・区民の健康増進に寄与する調査研究や啓発事業などをさらに充実する必要がある。</p>
他区の実施状況	(実施 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	区民の健康に対する知識の普及啓発の更なる充実を目指す。	区民の健康の増進により寄与する。
②		
③		

施策評価結果(優先度)	優先度についての説明、所属長意見等
C	区民の健康を守る組織である医師会等に継続的に本事業を実施することは、区民の健康保持に寄与するものである。

議会質問状況	
--------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	そ族害虫駆除費	部課名	健康部生活衛生課	課長名	高岡芳行
		担当者名	久保田洋子	内線	4 2 6
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）	そ族害虫等駆除費（27 - 20 - 50 - 01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	● 昭和 ○ 平成 50 年度	根拠	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律		
終期設定	○ 有 ● 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	健康・福祉・子育て分野			
	政策	生涯を通じて健康で暮らせる社会の実現			
	施策	生活・衛生環境の整備			
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ねずみ・昆虫が媒介する感染症の発生予防又は蔓延防止。 ・スズメバチ等、身体に重大な危害をおよぼす害虫から区民を守る。 				
対象者等	ねずみや衛生害虫で困っている区民				
内容	<p>1 害虫駆除事業</p> <p>1) 駆除作業</p> <p>ア) 平常時においては、蚊（ボウフラ）対策を中心として雨水枡への薬剤の投入等を必要に応じて実施する。</p> <p>イ) 感染症及び災害発生時において害虫の影響が想定される場合は、薬剤等により害虫駆除を実施する。</p> <p>2) 個別相談</p> <p>2 ねずみ駆除・防除事業</p> <p>1) 個別相談：相談者に対して駆除・防除方法の指導を行うとともに必要に応じて器材の貸し出し等を行う。</p> <p>2) 冬季に一斉駆除月間を設け、薬剤を配布する。また、ねずみ退治講習会を開催する。</p> <p>3 スズメバチ駆除事業 ハチは益虫ではあるが、スズメバチについては人体に重大な危害をおよぼす場合があるので、スズメバチの巣の撤去を行う。※平成16年秋の台風被害を機に、民家の浸水被害に対する対応方針を決定した。</p>				
経過	<p>平成11年度の伝染病予防法の廃止、新感染症法の制定に伴い、法を根拠とした定期的な殺虫消毒がなくなったので、害虫発生予防のための殺虫消毒を廃止し、事業の縮小を行った。</p> <p>1) 害虫駆除作業委託による巡回薬剤散布を廃止。 2) 町会を通して行っていた害虫駆除薬剤の家庭配布事業を廃止。平成13年度～</p> <p>1) 町会への動力噴霧機貸し出し時及び窓口指導時の薬剤配布を廃止。</p> <p>2) 害虫駆除用薬剤は、スミチオン（フェニトロチオンを含有する）等有機リン系の屋外散布用のものを止め、雨水枡投入用の昆虫成長制御剤を中心とするように変更。（蚊、ボウフラ対策）</p> <p>3) 危険なスズメバチについて、委託業者により巣の撤去を開始。</p> <p>平成14年度から町会への動力噴霧器の貸し出しを廃止。</p> <p>平成16年度から蚊とボウフラの生息調査を開始。</p>				
必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ねずみや害虫が区民の日常生活に及ぼす影響は大きいので、駆除や防除を必要とする区民を支援する必要がある。 ・動物が媒介する感染症への対策も必要である。 ・アメリカやカナダで流行しているウエストナイル熱（蚊媒介）への対策を急ぐ必要がある。（ウエストナイル熱対応マニュアルの作成検討中） 				
実施方法	<p>（直営 <u>一部委託</u> 全部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>1 害虫駆除事業</p> <p>6月～10月に、雨水枡等に薬剤の投入を行い、蚊の発生を抑制する。また、蚊の大量発生などの連絡を受けその地域の雨水枡等に薬剤を投入する。なお、より効果的な駆除方法を検討するため、蚊とボウフラの生息調査を引き続き実施する。その他の害虫については、必要に応じて助言する。（アタマジラミ、ハエ、ゴキブリ等）</p> <p>2 ねずみ駆除事業：冬季に薬剤（殺そ剤）を配布し、ねずみの駆除を行う。また、ねずみ退治講習会を開催する。</p> <p>3 スズメバチ駆除作業</p> <p>区民からの情報を受けて、職員がスズメバチの巣であることを確認し、委託業者がスズメバチの巣の撤去を行う。なお、アシナガバチの巣については、必要に応じて巣の撤去方法を助言する。</p> <p>※ 公共施設については、その管理者との連携を図る。</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
予算額	10,881	10,301	9,280	8,745	7,321	5,255	5,252	
①決算額（18年度は見込み）	8,819	8,614	6,580	3,335	4,172	3,390		
②人件費						12,067		
【事務分担量】（%）						140		
合計（①+②）	8,819	8,614	6,580	3,335	4,172	15,457	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	8,819	8,614	6,580	3,335	4,172	15,457	0	
実績の推移	（単位：千円）							
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
事項名								
ねずみ・害虫相談件数	833	691	640	793	815 ※ねずみ421件、害虫362件、その他32件	821	800	
ボウフラ駆除薬剤投入		18,065	17,488	16,035	10,317	15,941	25,000	
殺そ用薬剤配付数	29,040	28,432	27,153	24,745	23,128	22,249	28,000	

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	町会に対するネズミ駆除事業協力謝礼金	464	町会に対するネズミ駆除事業協力謝礼金	450	町会に対するネズミ駆除事業協力謝礼金	574
	光熱費	ガソリン、エンジンオイル他	0	ガソリン、エンジンオイル他	0	ガソリン、エンジンオイル他	14
	食糧費	ねずみ駆除説明会茶賄	17	ねずみ駆除説明会茶賄	0	ねずみ駆除説明会茶賄	18
	一般需用費	殺虫剤、殺そ剤、参考図書、ホスター他	2,966	殺虫剤、殺そ剤、故障修理、ホスター他	2,148	殺虫剤、殺そ剤、故障修理、ホスター他	2,993
	役務費	郵便料	26	郵便料	17	郵便料	31
	委託料	害虫駆除作業委託他	575	害虫駆除作業委託他	684	害虫駆除作業委託他	1,469
	使用料及び賃借料	ねずみ駆除薬剤配送用2tトラック	124	ねずみ駆除薬剤配送用2tトラック	91	ねずみ駆除薬剤配送用2tトラック	153

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値(22年度)	
①	殺そ剤用薬剤配付実施率	23128/29000 =79.8%	22249/28000 =79.5%	21500/28000 =76.8%	20000	配付数/計画数
②	ボウフラ駆除薬剤投入実施率	10317/33000 =31.3%	15941/27700 =57.5%	18000/25000 =72.0%	25000	配付数/計画数
③	相談件数	815	821	800	700	ねずみ・害虫相談件数

問題点・課題	<p>区民から寄せられる相談では、ねずみ（約400件/年）、ハチ（約200件/年）、蚊（約100件/年）の件数が多い。</p> <p>ねずみ対策では、殺そ剤にも抵抗性のあるねずみの増加、高齢者や要介護者のいる住宅での駆除問題がある。</p> <p>蚊対策では、現在アメリカやカナダで感染が広がっているウエストナイル熱など、蚊が媒介する感染症発生時の対応が求められている。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	緊急時における蚊の防除体制の整備として、ウエストナイル熱対応マニュアルの作成、実務担当者の訓練、薬剤の確保、器材の整備、緊急時の薬剤散布委託先との基本契約を行う。	蚊媒介の感染症発生時に、迅速かつ的確に対応できる。
②	ねずみ対策として、新しく開発された殺そ剤の効果を確認できれば殺そ剤を変更する。 また高齢者宅等にかかわるケアマネージャーやホームヘルパーを対象とした講習会を開催する。	効果の高い殺そ剤を使用することにより、区内のねずみを減少させることができる。 高齢者宅等においても、ヘルパー等の協力を得て、ねずみ駆除を実施できる。
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
B	ねずみや害虫の発生量を増加させない程度に事業を継続する。 ただし、緊急時には区民の安全が不可欠なため、マニュアルの作成や薬剤散布委託を進める。

議会（要質）問状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成10年3定 薬剤散布の見直しについて 平成13年3定 ねずみ駆除剤の配布について
-----------	---

事務事業分析シート

No1

事務事業名	普及啓発事業	部課名	健康部生活衛生課	課長名	高岡 芳行
		担当者名	五十嵐 文江	内線	422
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード	普及啓発事業 (27-40-33-01)				
事務事業の種類	○ 新規事業 (○ 19年度 ○ 18年度)		○ 建設事業		● それ以外の継続事業
開始年度	● 昭和 ○ 平成	55 年度	根拠法令等	動物の愛護及び管理に関する法律、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準、東京都動物の愛護及び管理に関する条例、荒川区まちの環境美化条例、狂犬病予防法	
終期設定	○ 有 ● 無	年度			
実施基準	〈送令基準内〉 〈都基準内〉 〈区独自基準〉			計画 〈非計画〉	
行政評価事業体系	分野	健康・福祉・子育て			
	政策	生涯を通じて健康で暮らせる社会の実現			
	施策	生活・衛生環境の整備			
目的	近年のペットブームを反映して、犬や猫、小鳥等の飼養者が増加している一方で、人口過密な都市環境の中で、動物を飼養するために不可欠な「適正飼養」が行われないことによる相談(苦情)が増加している。動物愛護及び管理の観点から飼養者のマナーや、動物に関する知識(生態・習性・人畜共通感染症など)についての相談や指導を行う。				
対象者等	区民全般				
内容	()は17年度実績、< >は18年度3月末実績。 ○犬・猫の飼い方、しつけ方等の指導(28件:犬11、猫17)<13件:犬6、猫7> ○犬・猫等に関する相談受付(139件:犬60、猫68、その他11)<81件:犬23、猫45、その他(ハト等)13件> ・犬・猫の忌避剤(木酢液)配布(265件)<227件> ・犬のふん尿放置放飼、猫のエサやりふん尿悪臭等に対するマナープレートの配布(446枚)<372枚> ・啓発パンフレットの配布…狂犬予防法、東京都動物の愛護及び管理に関する条例、ねこの飼養及び保管に関する基準等を抜粋 ・犬のこう傷事故届け出受付(10件)<3件> ・引き取り・収容動物の告示(48件:犬20、猫28)<13件:犬7、猫6> ・犬猫等保護失踪届け出受付114件:犬82、猫32<85件:犬56、猫29> ○相談等については、担当職員が個別訪問指導等で適正飼養について助言、注意等を行う。 ※東京都動物愛護相談センターと連携をとって実施している。				
経過	○平成4年度～平成11年度の間、飼い猫の不妊・去勢手術費助成制度を設けたが、飼い主の責任を考え平成12年度事業廃止。 助成金額オス2,500円、メス5,000円。制度開始から廃止までの延べ頭数1,818頭(オス751頭、1,067頭) ○平成15年度、田端スカイハイツにおいて動物の飼育に関する講習会を実施。				
必要性	ペットを持つ世帯が増えてきたことに伴い不適正な飼養についての相談苦情等が増加するなど、ペット飼養に関する問題が増えてきている。 また、猫のエサやりなどの相談も絶えない。その他動物も含めた適正飼養の普及を図る必要がある。				
実施方法	(直営) 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 (非常勤) 臨時職員)				

		(単位:千円)						
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
予算・決算額等の推移	予算額	3,397	3,392	155	153	337	237	237
	①決算額(18年度は見込み)	1,316	237	147	132	235	235	237
	②人件費						3,448	
	【事務分担当量】 (%)						40	
	合計(①+②)	1,316	237	155	153	337	3,683	237
	国(特定財源)							
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	1,316	237	155	153	337	3,683	237	
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	プレート配布	377	277	335	418	554	466	600
	忌避剤配布	97	115	148	431	443	265	400
	犬のこう傷事故	9	4	7	11	10	4	
	相談・苦情件数	714	698	233	219	151	90	
				犬83猫105	犬88猫86	犬67猫73	犬25猫56	
				その他45	その他45	その他11	その他9	
	保護・失踪届	118	149	136	117	101	124	
		犬92	犬105	犬108	犬87	犬78	犬86	
		猫24	猫40	猫24	猫30	猫19	猫38	
	その他2	その他4	その他4		その他4			

事務事業分析シート

No1

事務事業名	狂犬病予防対策事業	部課名	健康部生活衛生課	課長名	高岡 芳行
		担当者名	五十嵐 文江	内線	422
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード	狂犬病予防対策事業 (27-40-66-01)				
事務事業の種類	○新規事業 (○19年度 ○18年度) ○建設事業 ●それ以外の継続事業				
開始年度	●昭和 ○平成	50年度	根拠法令等	狂犬病予防法	
終期設定	○有 ●無	年度			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	健康・福祉・子育て			
	政策	生涯を通じて健康で暮らせる社会の実現			
	施策	生活・衛生環境の整備			
目的	狂犬病予防法に基づき、畜犬登録事務を生涯に一度行くとともに、集合予防注射を毎年度実施し、狂犬病の発生を防止する。				
対象者等	生後91日以上犬を飼養している区民 平成18年3月末現在の登録数は、5,448頭 平成18年3月末現在の注射済票交付枚数は、3,554枚				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・犬の登録受付・鑑札交付（生涯1回、平成6年度までは毎年登録を更新） ・狂犬病予防注射を集合会場方式で実施（毎年度4月中旬、保健所、公園等延べ9ヵ所<5日間>） ・狂犬病予防注射済票交付（年1回の予防接種後注射済票交付、昭和59年度までは、半年毎） ・犬の所在地変更に伴う原簿送付および送付依頼 ・捕獲犬の拘留についての公示 ・犬の返還申請受付 				
経過	昭和32年以降、国内においては狂犬病の発生は見られないが、昭和45年に国外で生まれ帰国後発病し、死亡した例があった。現在も、アジア諸国等での発症例が多くあるため、海外からの侵入を防ぐ対策が必要である。 登録は、平成6年度までは毎年行っていたものを、平成7年度以降は生涯1回となった。 予防注射については、昭和59年度までは、毎年6ヶ月ごとに1回行っていたが、昭和60年以降は年1回となった。 平成14年度の畜犬ソフトシステム導入により、迷い犬の検索・登録頭数等データの統計処理および狂犬病集合注射に伴う事務効率が向上した。その結果、平成15年度に転出不明犬の調査に着手した。				
必要性	世界的に見れば、狂犬病の発生していない国はわずか10数カ国程であり交通機関の発達した近年、我が国においても発生の危険性は全くないとは言えない。昭和32年以来、発生例のない我が国において、狂犬病に対する安全性を維持すべく本事業の必要性が認められる。				
実施方法	(直営) 一部委託 全部委託 (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 毎年4月中旬に区内9ヵ所の会場で集合予防注射を実施している。 犬の登録業務（各種変更届のほか鑑札及び注射済票交付）は通年行い、保健所のほか戸籍住民記録課及び各区民事務所で受付をする。				

		(単位：千円)						
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
予算・決算額等の推移	予算額	582	506	1,052	482	499	562	659
	①決算額(18年度は見込み)	560	452	1,007	440	439	482	659
	②人件費						5,171	
	【事務分担当】 %						60	
	合計(①+②)	560	452	1,052	482	499	5,653	659
	国(特定財源)							
	都(特定財源)							
	その他(特定財源)	2,621	2,882	2,957	3,034	3,129		0
	一般財源	(2,061)	(2,430)	(1,905)	(2,552)	(2,630)	5,653	659
	実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
鑑札交付数		441	470	446	569	600	596	700
済票交付数		3,076	3,115	3,075	3,238	3,410	3,554	4,000
登録数		3,955	4,196	4,519	4,711	5,072	5,448	

事務事業分析シート

No2

節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）		
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	
予算・決算主要項目	消耗品費	犬の鑑札・済票通知用紙	122	犬の鑑札・済票通知用紙・登録手数料票・済票交付票	122	犬の鑑札・済票通知用紙・登録手数料票・済票交付票	225
	印刷製本費	登録手数料票・済票交付票	8	登録手数料票・済票交付票	8	登録手数料票・済票交付票	11
	郵便料	集合注射・未注射犬通知	210	集合注射・未注射犬通知	218	集合注射・未注射犬通知	286
	使用料及び賃借料	集合注射会場器材運搬用トラック借上げ	99	集合注射会場器材運搬用トラック借上げ	100	集合注射会場器材運搬用トラック借上げ	100
	委託料			畜犬登録データのソフトウェア保守料	34	畜犬登録データのソフトウェア保守料	48

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値（22年度）	
①	登録数	5,072	5,448	—	—	H19、6月末頃に未登録・飼い主に対して再調査し啓発指導行う予定
②	予防注射接種率	3410/5072 =67.2%	3554/5448 =65.2%	—	—	H19、6月末頃に未注射・飼い主に対して再調査し啓発指導行う予定 予防注射接種数/登録数
③						

問題点・課題	犬の登録、予防注射を行っていない飼い主も多く、その解消が課題である。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
① 広報活動の強化	未登録・未注射犬の減少→狂犬病予防の強化
②	
③	

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
C	法定事務である。

議会（要旨）質問状況	
------------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	医療事務費	部課名	健康部生活衛生課	課長名	高岡芳行
		担当者名	久保田洋子	内線	4 2 6
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）	衛生統計調査費（24 - 42 - 50 - 01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	● 昭和 ○ 平成	50 年度	根拠法令等	医療法、医師法等医療従事者に関する法律、施行規則 荒川区医療監視要綱	
終期設定	○ 有 ● 無	年度			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	（非計画）
行政評価事業体系	分野	健康・福祉・子育て分野			
	政策	生涯を通じて健康で暮らせる社会の実現			
	施策	生活・衛生環境の整備			
目的	医療法等に基づき、診療所・歯科診療所・助産所・歯科技工所・施術所等の医療関連業務が、安全かつ適正に行われるよう、必要な規制を行い、区民の健康の保持に寄与する。医師をはじめとする医療職種の身分に関する事務を適正に執行する。				
対象者等	医療関連業務の開設者、医療関連免許所持者				
内容	診療所等の医療関連施設は各法律で許可・届出基準が定められており、それら許可・変更・廃止等に係る事務を適正に処理する。併せて、許可・届出等を受けた医療関連施設に対して、法律等の基準に適合した業務が行われているか『荒川区医療監視要綱』等に基づき指導を実施する。また、病院及び医療従事者免許等の申請書の受理・経由及び免許証等の交付を行う。				
経過	平成9年度に「医療法」が改正され、都知事から区長への委任事務であったものが、直接区長への機関委任事務となった。平成9年度に庶務課から衛生課に事務が移管された。平成12年度より「医療法」等に関わる事務が地方分権一括法により区の自治事務となり、生活衛生課が事務を担当している。また、免許事務のうち申請書の受理及び免許証の交付については、区長委任事務から「事務処理の特例条例」に基づき区が処理する事務となった。				
必要性	法令に基づき、区が行う事務であり、医療機関の衛生確保のため立ち入り検査を行い、助言や情報提供などを行うことが必要である。				
実施方法	<input checked="" type="radio"/> 直営 <input type="radio"/> 一部委託 <input type="radio"/> 全部委託) (直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員) 各種申請に基づく許可、各種届出の受理及び「医療監視員」が医療関連施設に立ち入りし、監視・指導を行う。				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	(単位：千円)							
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
予算額	36	39	39	39	21	21	21	
①決算額（18年度は見込み）	34	34	37	37	32	21		
②人件費						10,343		
【事務分担量】 (%)						120		
合計（①+②）	34	34	37	37	32	10,364	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	34	34	37	37	32	10,364	0	
実 績 の 推 移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	診療所等監視件数	115	117	102	100	65	55	65

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	図書、厚紙等	17	図書、厚紙等	21	図書、厚紙等	20

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
①	医療施設監視指導率	65/62=105%	55/46=120%	100%	100%	立ち入り監視指導数/開設届出数
②						
③						

問題点・課題	<p>良質な医療を提供する体制を確立するため、第五次医療法改正（平成19年4月1日施行）の実施が予定されている。</p> <p>その中で、特別区に対しても「医療安全支援センター」の設置が努力目標として規定される。</p>
他区の実施状況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	「医療安全支援センター」について、関連部署との連携をとりながら検討を進める。	患者からの苦情や相談及び医療機関からの相談等に対して、適切な指導・助言を行うことにより、相互の信頼関係を築く。
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
C	法定事務である。

議会（要旨）質問状況	
------------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	緊急カラス対策事業	部課名	健康部生活衛生課	課長名	高岡 芳行
		担当者名	原子 峰明	内線	422
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(18年度)	緊急カラス対策事業 (25-84-50-01)				
事務事業の種類	○新規事業 (○19年度 ○18年度) ○建設事業 ●それ以外の継続事業				
開始年度	○昭和 ●平成 13年度		根拠	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	
終期設定	○有 ●無		法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 (非計画)
行政評価事業体系	分野	健康・福祉・子育て			
	政策	生涯を通じて健康で暮らせる社会の実現			
	施策	生活・衛生環境の整備			
目的	繁殖期(3月～7月)を中心に、区民に威嚇等、危険を及ぼす可能性のあるカラスの巣を撤去し、カラス被害の軽減を図る。				
対象者等	区民全般 <17年度実績・平成18年3月31日現在> カラス営巣撤去 51個 (ヒナ68羽、卵61個の回収を伴う) 高所作業車使用 1回 ヒナ等の回収のみ 4羽				
内容	◎保健所担当分 ; 他部局以外のカラス営巣撤去等 区内において、カラスによる威嚇、攻撃等の被害が発生した場合、その原因となっている営巣の撤去、並びにこれに伴うカラス、卵の回収処分を民間業者に委託して実施する。また、軽易な営巣撤去等については、職員も有害鳥獣捕獲許可を受け、これにあたる他、カラス被害の防止方法等の指導を行なう。		◎他部局の活動 環境課 ; 庁内連絡とりまとめ、カラス関連ホーム作成、生息数の調査 道路課 ; 街路樹の営巣撤去、剪定等 公園緑地課 ; 公園樹木の営巣撤去、剪定等 荒川清掃事務所 ; 防鳥ネットの配布、ごみの時間別収集等		
経過	平成12年度; 区民からの相談、苦情に対し、忌避方法や駆除業者の紹介を行っていた。 平成13年度; 営巣撤去委託費の予算措置により、緊急カラス対策事業として威嚇・攻撃の原因となる営巣の撤去を開始。カラス講演会の実施(講師・松田道生氏) 区報カラス特集号を発行。区報H14年2月15日発行 平成14年度; 委託による営巣撤去、カラス等の回収のほか、軽易な場合は職員も有害鳥獣捕獲許可を受け、これに対応。生活衛生課2名、公園緑地課10名、道路課1名、計13名が同許可を得る。区報H15年2月21日号掲載 平成15年度; 引き続き前年同様の事業を実施。区報 H16年2月21日号掲載 平成16年度; 引き続き前年同様の事業を実施。区報H17年2月21日号掲載 ※ 都はH12年度から都民の相談に応じた巣の撤去事業を行ってきたが、当初より計画年度を3年と定めており、期間終了により、当年度をもって事業を中止する。 平成17年度; 引き続き前年同様の事業を実施。区報H18年2月21日号掲載				
必要性	都内のカラスが平成13年12月現在、36,400羽から平成16年12月現在では、19,800羽に減少との調査結果と、事業期間の満了により、都は平成16年度をもって営巣撤去事業を廃した。カラス捕獲事業は、現在も行なわれているが、羽数の減少はそのまま営巣の減少へとつながらない。区内の営巣撤去数は昨年度より減少したが、その数は51件(相談件数は106件)と少なくはない。カラスによる威嚇は、高齢者や子どもが狙われやすく、また、転倒など二次的な事故を生む場合がある、このような危険から、今後とも区民の安全を守るため、本事業の継続が求められる。				
実施方法	(直営 (一部委託) 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 区民からの相談に基づき生活衛生課担当職員が営巣個所を調査する。危険と判断した場合には、駆除業者に依頼し、巣の撤去及びヒナ等の捕獲を行う。なお、ヒナ等の捕獲を行う場合には、鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定に基づき、委託業者は被害を受けた区民より、有害鳥獣駆除依頼書を受取り東京都に提出する。				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
予算額		1,637	2,100	2,010	1,920	1,827	1,827	
①決算額(18年度は見込み)		1,613	1,363	1,485	1,586	1,114	1,380	
②人件費						4,310		
【事務分担量】(%)						50		
合計(①+②)		1,613	1,363	1,485	1,586	5,424	1,380	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源		1,613	1,363	1,485	1,586	5,424	1,380	
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	巣の撤去/個		38	47	52	75	51	65
	ヒナ回収/羽 (ヒナのみの回収を含む)		27	47	41	60	72	92
	卵回収/個		7	41	57	98	61	78

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度(決算)		平成17年度(決算)		平成18年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	委託料	カラス等回収業務委託	1,586	カラス等回収業務委託	1,114	カラス等回収業務委託	1,827

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値(22年度)	
①	巣の撤去／個	75	51	65	—	
②	ヒナ回収／羽 (ヒナのみの回収を含む)	60	72	92	—	
③	卵回収／個	98	61	78	—	

問題点・課題	本事業の目的は、繁殖期のカラスによる攻撃等の被害に対処するものであり、個体数の減少を積極的に図るものではない。カラス問題の原因は、ゴミ問題等、人間の影響による異常な繁殖によるものである。根本的な対策としては、環境問題として総合的な見地から改善を図る必要がある。
他区の実施状況	(実施 17 区 未実施 5 区) 対応方法は直営、委託、補助金等、各区は様々。一方、土地の管理者の責任とする考え方により、17年度も引き続き対応しない所が、千代田区、中央区、江東区、大田区、渋谷区の5区。このうち千代田区は場合により直営で行なうこともある。

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	環境部と連携してゴミ出しルール(ゴミ出し時間、防鳥ネットかけ)の徹底	カラスの個体数の適正化
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明、所属長意見等
C	区民の安全を守るため必要。

議会質問状況	
--------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	薬事監視事務費		部課名	健康部生活衛生課	課長名	高岡芳行
			担当者名	久保田洋子	内線	426
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(18年度)	薬事監視事務費(25-70-50-01)					
事務事業の種類	○ 新規事業 (○ 19年度 ○ 18年度)			○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	○ 昭和 ● 平成 9 年度		根拠法令等	薬事法、薬剤師法、麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法、毒物及び劇物取締法、薬局等の行う医薬品の広告の適正化に関する条例、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律		
終期設定	○ 有 ● 無 年度					
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画 (非計画)		
行政評価事業体系	分野	健康・福祉・子育て分野				
	政策	生涯を通じて健康で暮らせる社会の実現				
	施策	生活・衛生環境の整備				
目的	<p>薬事法及び薬剤師法に基づき、薬局、医薬品販売業(卸売一般販売業・配置販売業を除く)及び管理医療機器販売業・賃貸業者に対し、必要な規制を行うことにより、区民の保健衛生の向上及び医薬品等の安全性の確保を図る。</p> <p>麻薬及び向精神薬取締法に基づき、麻薬小売業者・向精神小売業者・向精神卸売業者に対し、また、覚せい剤取締法に基づき、薬局に対し、必要な規制を行うことにより、区民の保健衛生の向上及び麻薬等の安全性の確保を図る。</p> <p>毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物販売業及び毒物劇物業務上取扱者に対し、立入検査等を行い、毒物劇物による危害防止を図る。</p> <p>有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、家庭用品に使用されている化学物質による健康被害の発生を防止する。</p>					
対象者等	薬局開設者、医薬品販売業(卸売一般販売業・配置販売業を除く)開設者、管理医療機器販売業・賃貸業者、毒物劇物販売業開設者、毒物劇物業務上取扱者					
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・薬局及び医薬品販売業(卸売一般販売業・配置販売業を除く)に対する許可及び監視指導を実施する。 ・また医薬品、医薬部外品等の取去検査を実施する。薬局及び医薬品販売業が行う医薬品の広告に対する監視指導を実施する。 ・薬局製造販売医薬品製造販売業の許可・承認、薬局製造販売医薬品製造業の許可及び監視指導を行なう。 ・管理医療機器販売業・賃貸業の届出受理及び監視指導を行う。 ・麻薬小売業者(薬局)に対する麻薬小売業の免許及び監視指導を行う。 ・向精神薬小売業者・卸売業者(みなし免許に限る(医薬品卸売一般販売業にかかるものを除く))の免許及び監視指導を行う。 ・薬局に対し、覚せい剤原料の取扱いに対する監視指導を行う。 ・毒物劇物販売業の登録及び毒物劇物業務上取扱者の届出受理を行い、毒物・劇物の適正な保管管理や取扱い及び震災時や事故等の対策について監視指導を行う。 ・保健衛生上の見地から規制対象の家庭用品の試買検査を実施するほか、基準違反品については製造・輸入・販売業者に対して、回収・改善等の指導を行う。また住民からの苦情・相談については、その実情を調査し、健康被害の拡大防止を図る。 					
経過	<p>(平成9年度) 薬事法改正により、医薬品の「一般販売業」(卸売販売業を除く)及び「特例販売業」に対する許可、監視指導が区に移管された。以後、毎年重点監視指導項目を定め監視指導を実施している。</p> <p>(平成12年度) 地方分権及び都区制度改革により毒劇物法の販売業の登録、監視指導(自治事務)及び家庭用品に関わる法律に基づく監視指導(法定受託事務)が区に移管された。併せて、薬事法に係る事務については自治事務(一部法定受託事務)となり、薬事関係都条例に係る事務は区長委任条項による委任事務から「事務処理の特例条例」による区の事務となった。</p> <p>(平成17年度) 「事務処理の特例条例」により、薬事法等に基づく薬局に関する7事業、医薬品販売業のうち薬種商に関する2事業、管理医療機器販売業・賃貸業に関する事業の計10事業が区に移譲された。また、毒物及び劇物取締法に基づく毒物劇物業務上取扱者に関する事業が区に移譲された。</p>					
必要性	法令に基づき区が行う事業であり、不適正な販売や取扱いが区民の健康被害につながるおそれもあるため、定期的な立ち入りにより保管管理等についての監視指導を行うことが必要である。					
実施方法	<p>(直営) 一部委託 全部委託) (直営の場合 (常勤) 非常勤 臨時職員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「薬事監視員」が各施設に立入、医薬品の品質、表示、取扱い等について監視指導を行う。 ・医薬品等を取去し、検査を行う。(検査は東京都健康安全研究センターに依頼) ・「麻薬及び向精神薬取締法第50条の38の規定による当該職員」が各施設に立入、麻薬及び向精神薬の取扱い等について監視指導を行う。 ・「覚せい剤監視員」が各施設に立入、覚せい剤原料の取扱い等について監視指導を行う。 ・「毒物劇物監視員」が各施設に立入、毒物劇物の管理及び譲渡について監視指導を行う。 ・「家庭用品衛生監視員」が規制対象の有害物質を含有する家庭用品を試買し、保健所検査室(一部東京都健康安全研究センターに依頼)にて検査を行う。基準違反品については関係自治体と協力して、指導を行う。 					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
予算額	2,637	2,048	1,943	1,927	1,896	3,035	2,270	
①決算額(18年度は見込み)	1,860	1,256	1,006	1,514	1,440	1,938		
②人件費						19,824		
【事務分担量】(%)						230		
合計(①+②)	1,860	1,256	1,006	1,514	1,440	21,762	0	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)	559	321	175	392	558	1,964		
一般財源	1,301	935	831	1,122	882	19,798	0	
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	薬局・医薬品販売業等監視件数	49	70	44	54	66	147	150
	毒物劇物販売業等監視件数	59	37	32	52	64	77	75
	家庭用品試買検体数	50	50	48	37	42	43	40

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
予算・決算の内訳	一般需用費	家庭用品試買検査、図書、事務用消耗品他	239	家庭用品試買検査、図書、事務用消耗品他	508	家庭用品試買検査、図書、事務用消耗品他	716
	役務費	通知、周知用郵券	22	通知、周知用郵券	71	通知、周知用郵券	130
	委託料	試験検査委託	1,169	試験検査委託	970	試験検査委託	1,394
	備品購入費		0	ファイリングキャビネット、パソコン	379		0
	負担金補助及び交付金	薬事衛生講習会分担金	10	薬事衛生講習会分担金、9区ブロック薬事講習会分担金	10	薬事衛生講習会分担金、9区ブロック薬事講習会分担金	30

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
標	① 薬事監視指導率	66/35=188%	150/208=72.1%	50%	30%	立ち入り監視指導数/施設数
	② 毒物劇物指導率	64/125=51.2%	75/217=34.6%	30%	30%	立ち入り監視指導数/施設数
	③					

問題点・課題	<p>医薬品一般販売業（卸売一般販売業を除く）における薬剤師の不在が社会問題となっており、営業時間中における薬剤師による服薬指導の徹底強化が求められている。</p> <p>一方で、医薬品販売制度の見直しを含めた改正薬事法が平成18年6月8日に可決、成立し、公布日から3年以内に施行される。</p> <p>この改正薬事法により、リスクの程度に応じて一般用医薬品を3グループに分類（第1分類～第3分類）し、分類に応じた情報提供や相談体制の整備等がされることとなる。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
①	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	販売制度改正により第1分類（特にリスクが高いもの）医薬品の販売を担うことになると思われる薬局を中心に、医薬品を販売する店舗への立ち入り検査を行い、薬剤師等の勤務状況及び医薬品の情報提供について重点的に監視指導を行う。	医薬品販売店による情報提供体制が強化され、区民が適切な情報提供を受けられることにより、医薬品の適正使用につながる。
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
C	法定事務である。

議会質問状況（要旨）	
------------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	監視検査等業務	部課名	健康部生活衛生課	課長名	高岡芳行
		担当者名	久保田洋子	内線	4 2 6
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）	監視検査等業務（27 - 60 - 33 - 01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	● 昭和 ○ 平成 50 年度		根拠法令等	興行場法、旅館業法、公衆浴場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法、建築物の衛生的環境の確保に関する法律、温泉法、墓地・埋葬に関する法律、プール条例、水道法	
終期設定	○ 有 ● 無 年度				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	健康・福祉・子育て分野			
	政策	生涯を通じて健康で暮らせる社会の実現			
	施策	生活・衛生環境の整備			
目的	環境衛生関係施設における良好な衛生状態を確保することにより、公衆衛生の向上に資することを目的とする。				
対象者等	環境衛生営業施設開設者				
内容	環境衛生関係施設に対する許可・確認及び監視指導を実施する。 環境衛生関係施設に対する衛生講習会を実施する。 環境衛生関係施設の立入検査時に各種理化学検査を実施する。 高齢者福祉施設におけるレジオネラ症対策として、浴槽水等の水質検査及び維持管理指導を実施する。				
経過	昭和50年度～ 保健所の区移管により、環境衛生関係業種の監視指導を行うようになる。 昭和58年度～ 「建築物の衛生的環境の確保に関する法律」（「ビル管法」）が区長委任される。 平成8年度～ 温泉法が区長委任される。 平成12年度～ 地方分権により温泉法に係る事務が区に移管され、環境衛生関係法に係る事務が自治事務となる。「ビル管法」の5,000～10,000㎡の施設が移管された。 「ビル管法」及び「墓地埋葬法」に係る事務は区長委任条項による委任事務から「事務処理の特例条例」による区の事務となる。				
必要性	法令に基づき区が行う事務であり、消毒不足等の不適正な管理が区民の健康被害につながるおそれがあるため、定期的な立ち入りにより管理運営等について監視指導を行うことが必要である。				
実施方法	<input checked="" type="radio"/> 直営 <input type="radio"/> 一部委託 <input type="radio"/> 全部委託 <input type="radio"/> （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 環境衛生関係施設について、申請に基づき実地調査を行い許可・確認を行うとともに、届出の受理を行う。 各施設の衛生状態を把握するため、「環境衛生監視員」が各施設に立入り監視指導を行う。 監視指導にあたって、プール水・浴場水等の水質検査、興行場・クリーニング所・特定建築物の空気検査及びオシボリの細菌検査を行い、検査結果に基づき客観的な指導を行う。 第2ブロックビル衛生管理講習会等、業態別講習会を開催し、公衆衛生の普及啓発を行う。 高齢者福祉施設においては、設置者の協力の上、水質検査を行い、結果に基づき助言を行なう。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
予算額	756	1,137	900	890	1,004	957	1,005	
①決算額（18年度は見込み）	679	992	509	547	791	585		
②人件費						25,857		
【事務分担量】（%）						300		
合計（①+②）	679	992	509	547	791	26,442	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	717	509	653	557	579	899		
一般財源	-38	483	-144	-10	212	25,543	0	
実績の推移								
	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	環境衛生営業施設許可件数	46	41	57	46	41	68	50
	環境衛生営業監視指導件数	1,244	718	926	658	768	649	700

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	各種検査用消耗品、図書、事務用消耗品	703	各種検査材料費、消耗品等	504	各種検査材料費、消耗品等	883
役務費	各種通知用郵便料、粉じん計較正	49	各種通知用郵便料、粉じん計較正	40	各種通知用郵便料、粉じん計較正	52	
負担金補助及び交付金	第2ブロックビル衛生管理講習会分担金	39	第2ブロックビル衛生管理講習会分担金	41	第2ブロックビル衛生管理講習会分担金	70	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
①	監視指導率 (理容・美容・クリーニング)	427/691=62%	279/685=41%	50%	50%	立ち入り監視指導数/施設数
②	監視指導率 (興行場・公衆浴場・旅館・プール)	306/221=138%	270/214=126%	100%	100%	立ち入り監視指導数/施設数
③	レジオネラ属菌検査成績	17/108=16%	5/91=5%	2%	0%	検出数/検体数

問題点・課題	入浴施設等での死亡事故の原因となるレジオネラ属菌が区内の施設でも検出されている。
他区の実施状況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	公衆浴場、プール、高齢者施設等に対する適正な維持管理の指導を強化するとともに、レジオネラ属菌の検査を実施し、それに基づいた指導を行う。	区内の施設を原因としたレジオネラ症の発生をおさえる。
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
C	法定事務である。

議会 （要旨） 質問 状況	
------------------------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	住まいの衛生支援事業		部課名	健康部生活衛生課	課長名	高岡芳行
			担当者名	久保田洋子	内線	426
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(18年度)	住まいの衛生支援事業(27-60-66-01)					
事務事業の種類	○新規事業(○19年度 ○18年度)		○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成	14年度	根拠	荒川区小規模給水施設の衛生管理指導要綱、厚生省生活衛生局長通知(平成12年6月30日)「シックハウス」		
終期設定	○有 ●無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画(非計画)	
行政評価事業体系	分野	健康・福祉・子育て分野				
	政策	生涯を通じて健康で暮らせる社会の実現				
	施策	生活・衛生環境の整備				
目的	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の高気密・高断熱化に伴って、ダニ・カビ・結露が発生しやすくなっている。特にダニなどは小児の主要なアレルゲンとなっている。また、家具・建材等に含まれる揮発性化学物質を原因とした「シックハウス症候群」等も問題になっている。そこで、「健康で快適な住まい方」の普及啓発により、快適な居住環境を確保する。 水道法の規制を受けない小規模給水施設に対し、水道局と連携して衛生管理の助言を行い、汚染事故を未然に防止する。 					
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> 一般区民 貯水槽水道を所有する区民 					
内容	<ul style="list-style-type: none"> 「住まいの衛生診断」を実施し、住まい方について、助言と啓発を行う。なお、必要に応じて、室内空気中化学物質、ダニアレルゲン量の測定を実施する。 室内の衛生害虫対策に関する助言を行う。 小規模給水施設の衛生管理について、助言と啓発を行う。 汚染事故発生時等には飲用水等の行政検査を実施する。 					
経過	<p>[住まいの衛生診断]</p> <p>平成8年度～ 「住まいのダニ診断」を開始。(～平成13年度)</p> <p>平成13年度～ 「シックハウス症候群」についての相談指導のため、検知管法による「室内空気中化学物質等の測定」を開始。</p> <p>平成15年度～ 検知管法に加えてパッシブ法による測定を実施。</p> <p>[受水槽診断]</p> <p>平成7～8年度 地下式コンクリート製受水槽を持つ施設に対して、施設検査と行政水質検査を実施。</p> <p>平成9～10年度 FRP受水槽を持つ施設に対してアンケート調査を行い、必要に応じて施設検査と行政水質検査を実施。</p> <p>平成11～12年度 行政水質検査を廃止し、アンケート調査及び施設検査を実施。区内全施設終了。</p> <p>平成14年度～ 従来行っていた住まいの衛生事業(監視検査等業務費)と水関連事業(飲用水等の衛生管理指導費)を統合し、住まいの衛生支援事業として充実を図る。</p> <p>平成16年度～ 水道法の改正による水質検査項目の変更を契機に、飲用水等の依頼検査(有料)を廃止。また、水道事業者との連携を強化する。</p>					
必要性	住まいや職場など、区民が建物内にいる時間は長い。そのため室内の空気や飲み水などが衛生的に管理されている必要があり、専門知識を有する職員が助言や検査に基づく指導を行う。					
実施方法	(直営) 一部委託 全部委託 (直営の場合) 常勤 非常勤 臨時職員					
	<ul style="list-style-type: none"> 電話や来所によるダニ・カビ、化学物質、衛生害虫、飲み水の相談に応じ助言を行う。 また、必要に応じて、家庭を訪問し、現場で各種測定と住まい方及び受水槽管理の助言を行う。 夏季にシックハウス対策強化期間を設ける。 区や区民が主催する講習会に講師を派遣するほか、区報に啓発記事を掲載する。 					

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
予算額			433	430	428	418	371	
①決算額(18年度は見込み)			391	353	139	72		
②人件費						5,171		
【事務分担量】(%)						60		
合計(①+②)	0	0	391	353	139	5,243	0	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)			314	549	514			
一般財源	0	0	77	-196	-375	5,243	0	
実績の推移	事項名							
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
室内空気中化学物質の測定件数	6	5	80	76	13	10	85	
ダニ類に関する相談数	122	111	19	18	38	45	50	

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	水質検査材料費、住まいの衛生診断検査材料費、啓発用リーフレット	139	住まいの衛生診断検査材料費、図書	72	水質検査材料費、住まいの衛生診断検査材料費、図書、啓発用リーフレット	371

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値（22年度）	
①	室内空気測定実施率	7/50=14%	7/50=14%	3/30=10%	0%	測定率/計画数(アルデヒドパッシブ法)
②	ダニの相談件数	38	45	50	30	
③						

問題点・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児のアレルギー性疾患が増加しており、ダニはその主要なアレルゲンとなっている。 ・アレルギー、疥癬症等の対策については住居衛生のほか日常の健康管理が重要なため、保健師等関係部署（健康推進課、福祉高齢者課等）との連携を強化する必要がある。
実施状況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討									
①	②								
①	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">平成19年度に取り組む具体的な改善内容</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">改善により期待する効果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康推進課母子保健担当と連携し、乳幼児検診時にダニ対策の資料を配布するとともに、希望者に対してダニアレルゲン検査を経験してもらう。</td> <td>ダニを意識した住まい方を実践してもらうことにより、幼児のアレルギー性疾患の減少をめざす。</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #00a0e3; color: white;">②</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="background-color: #00a0e3; color: white;">③</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果	健康推進課母子保健担当と連携し、乳幼児検診時にダニ対策の資料を配布するとともに、希望者に対してダニアレルゲン検査を経験してもらう。	ダニを意識した住まい方を実践してもらうことにより、幼児のアレルギー性疾患の減少をめざす。	②		③	
平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果								
健康推進課母子保健担当と連携し、乳幼児検診時にダニ対策の資料を配布するとともに、希望者に対してダニアレルゲン検査を経験してもらう。	ダニを意識した住まい方を実践してもらうことにより、幼児のアレルギー性疾患の減少をめざす。								
②									
③									

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
C	ダニ等によるアレルギー性疾患の子供等が増えないよう事業を継続する。

況議 （要 質 問 状）	<p>平成13年2定 化学物質、シックスクール症候群について</p> <p>平成12年4定 シックハウス症候群対策の強化について</p>
--------------------------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	食の安全・安心対策	部課名	健康部 生活衛生課	課長名	高岡芳行
		担当者名	飯田昌宏	内線	428
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）	食の安全・安心対策（27-80-20-01）				
事務事業の種類	○新規事業（○19年度 ○18年度）		○建設事業 ●それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成	50年度	根拠	食品衛生法、食品製造業等取締条例、東京都食品安全条例等	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	健康・福祉・子育て			
	政策	生涯を通じて健康で暮らせる社会の実現			
	施策	生活・衛生環境の整備			
目的	区民の食の安全・安心を守るため、区民の意見を聴取して「食品衛生監視指導計画」を策定し、計画に沿って収去検査等で細菌検査や化学検査を行い、かつハイリスクな部分を重点的に実施している。さらに、食中毒事件・苦情・違反等の原因究明を科学的見地から行うため、収去品・違反品等の検体を都健康安全研究センターあるいは区検査室に送付し、その検査結果により適切な行政措置を行っている。				
対象者等	食品関係営業者 7, 348施設 (法対象34業種 4,175施設、条例対象10業種 388施設、その他届出食品関係者 2,785施設)				
内容	<p>1. 収去検査事業 調理業（仕出し、弁当、大規模等）、食品製造業（アイスクリーム類製造業、菓子製造業、豆腐製造業、めん類製造業等）、食品販売業（スーパー、コンビニ等）より収去→区検査室（細菌、化学）→法基準違反→行政処分等</p> <p>2. 食中毒調査及び感染症疑い調査 患者発生→患者、飲食店・食品製造業等の施設及び従事者等の調査（食品、患者ふん便等）→都健康安全研究センター→行政処分等</p> <p>3. 一斉検査時の簡易検査及び汚染源等の現場調査 集団給食、収去検査結果不適店舗等→現場での簡易検査（フードスタンプ法）→行政指導等</p>				
経過	法改正や検査技術の向上等を反映し、効果的な指導を行うため収去検査項目・検体数を逐次見直している。 ・検査項目の見直し→天然着色料の検査廃止（使用食品が広域に流通し、都も同一品の検査を実施するため）、残留農薬の検査追加（魚介、乳、肉類の抗菌剤であるスピラマイシン等の検査を追加） ・収去検査の検体数の見直し→細菌汚染しやすい「豆腐」について、半数の施設からの収去を、100%の収去検査に変更、給食食材検査について、他の収去事業との重複検査分を精査し、検体数を50%に削減				
必要性	区民の日常生活に欠かせない食の安全を守るため食品関係営業施設の簡易及び収去検査を実施し、監視指導の効果を高め適切な行政措置を行う。				
実施方法	<p>（<u>直営</u>） 一部委託 全部委託） （直営の場合 <u>常勤</u>） 非常勤 臨時職員）</p> <p>・直 営（自区検査室） → 通常の収去検体と苦情検体 ・一部委託（都健康安全研究センター） → 食中毒調査検体と広域流通食品の行政処分のための検体（食中毒に係る検査は、都区協定により都健康安全研究センターで実施している）</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
予算額	7,928	8,354	7,938	7,842	7,705	8,598	6,898	
①決算額（18年度は見込み）	7,215	7,447	5,528	5,837	4,481	7,727	6,898	
②人件費						21,548		
【事務分担当】（%）						250		
合計（①+②）	7,215	7,447	5,528	5,837	4,481	29,275	6,898	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	7,215	7,447	5,528	5,837	4,481	29,275	6,898	
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	化学検査（検体数）	-	314	218	212	179	159	200
	細菌検査（検体数）	1,044	567	430	467	350	300	400
	健康安全研究センターによる細菌検査	上記に含む	465	210	252	141	643	200
簡易検査	3,492	3,228	2,781	1,599	1,355	1,569	1,500	

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
予 算 ・ 決 算 の 内 訳	一般需用	収去及び簡易検査用消耗品（試薬、培地等）	3,336	収去及び簡易検査用消耗品（試薬、培地等）	4,080	収去及び簡易検査用消耗品（試薬、培地等）	3,993
		図書、事務用消耗品	248				
	委託料	食中毒・苦情・違反品検査（東京都健康安全研究センター委託）	897	食中毒・苦情・違反品検査（東京都健康安全研究センター委託）	2,818	食中毒・苦情・違反品検査（東京都健康安全研究センター委託）	2,818
	使用料及び賃借料					ネット版食品衛生関係法規集及び食品表示マニュアル	87

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
①	収去検査（化学検査）	73.9	71	80	90	検査検体数／検査予定数
②	収去検査（細菌検査）	68.6	68.2	70	90	検査検体数／検査予定数
③	簡易検査（フードスタンプ）	958	1569	1600	1700	検査数

問題点・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品を原因としたノロウイルス感染症の増加により、調査・検査費用の増大が今後予想される。 ・ 健康危機に係る食中毒や感染症発生時の対策が、引き続き重要になる。 ・ 福祉施設等の集団給食施設に納入する区内業者の自主検査への支援を検討する。（大量調理施設衛生管理マニュアル内の自主検査の検体受け入れ体制整備）
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討		
①	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	区内業者の自主検査等への支援を引き続き行う。	食中毒の発生を予防する
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
A	区民の安全に直接かかわるものであり重要である。

議会（要旨）質問状況	
------------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	許可・監視等業務	部課名	健康部 生活衛生課	課長名	高岡芳行
		担当者名	飯田昌宏	内線	428
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(18年度)	許可・監視等業務(27-80-40-01)				
事務事業の種類	○新規事業(○19年度 ○18年度)		○建設事業 ●それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成	50年度	根拠	食品衛生法、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令、食品製造業等取締条例等	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 <u>非計画</u>
行政評価事業体系	分野	健康・福祉・子育て			
	政策	生涯を通じて健康で暮らせる社会の実現			
	施策	生活・衛生環境の整備			
目的	区民の食の安全・安心を守るため、飲食店等の食品関係業者に対し、食品衛生法等関係法例により検査して、営業許可及び各種届出等の事務を行っている。また、食品関係施設に対して、法に基づき毎年区民の意見を聴取して策定した「食品衛生監視指導計画」により、監視指導(通常監視、夏季対策・歳末一斉監視、夜間営業施設監視など)を実施し、衛生管理の徹底を指導している。				
対象者等	食品関係業者 7,348施設、化製場業者 14施設、食鳥処理業者 9施設、動物質運搬業者 5施設				
内容	<ol style="list-style-type: none"> 営業許可申請(新規、更新)及び各種届出等に関する許認可事務 監視・指導 <ol style="list-style-type: none"> 通常監視・指導(川の手荒川まつり、荒川よさこい等各種行事開催時の監視を含む) 夏季対策・歳末一斉監視(夏季:食中毒ハイリスク業者等、歳末:宴会場、ふぐ取扱い施設等) 苦情・違反処理に伴う監視・指導(異物混入・食中毒疑い等の原因調査) 夜間営業施設(スナック、居酒屋等)の監視・指導(屋台の監視、山谷対策を含む) 緊急監視・指導(広域流通違反食品等を対象) 「食品衛生自主管理認証制度」(都)の導入支援 新しい食品衛生問題(BSE、遺伝子組換え・アレルギー食品の表示)に対する監視及びその対応 				
経過	<ol style="list-style-type: none"> 平成7年の法改正で、営業許可期限が延長したため、業者の自主衛生管理が重要となった。 平成8年のO157食中毒事件以降、監視・指導にあたって、国の「HACCP」の考え方が必要となった。都は平成15年に、自主的な衛生管理を評価する「食品衛生自主管理認証制度」を創設した。(HACCPとは、食品の安全性について危害を予測し、その危害を管理することができる工程を重要管理点として管理することにより、食品の安全確保を図ること。) 平成13年のBSE事件発生により、食肉販売業等関連業種への監視指導を強化した。 平成15年の法改正により、区民から意見聴取し監視指導計画を策定し、監視指導等を遂行する。 				
必要性	区民の日常生活に欠かせない食の安全を守るため、食品関係営業施設の許可・監視等を実施し、併せて、食品を原因とする事故を未然に防止するため、区民からの苦情や相談に対応する。				
実施方法	(<u>直営</u> 一部委託 全部委託) (直営の場合 <u>常勤</u> 非常勤 臨時職員) ・営業許可等の許認可事務・・・事前相談、図面審査、実地検査、改善確認等を行う。 ・監視・指導・・・営業活動時に施設内に立ち入り、監視採点票、大量調理施設管理マニュアル等によりチェック。結果により改善勧告等を行う。				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
予算額	408	404	1,667	1,701	370	199	198	
①決算額(18年度は見込み)	355	364	576	969	302	197	198	
②人件費						21,548		
【事務分担量】(%)						250		
合計(①+②)	355	364	576	969	302	21,745	198	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	355	364	576	969	302	21,745	198	
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	営業許可・届出施設数	8,057	8,064	7,908	7,967	7,391	7,376	7,400
	新規・更新・届出件数	477	496	1,115	1,467	1,630	843	1,000
	許可・届出監視数	19,009	18,844	15,256	11,253	9,985	8,483	9,000
	苦情処理件数	97	96	64	96	58	81	80

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用	図書、小冊子 共同印刷、事務用	86 154	86 154	薬品等、共同購入、 図書営業許可書他	187	薬品等、共同購入、 図書営業許可書他
役務費	通信用、検査成績書通知、照会事項等返信用	62	62	検査成績書通知等返信用	12	検査成績書通知等返信用	12

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
①	監視数	9,985	8,483	9,000	10,000	監視数
②	食品衛生自主管理認証制度	0	0	1	5	取得施設数
③						

問題点・課題	<p>・「食品衛生自主管理認証制度」（都）に関しては、制度の内容や考え方を食品衛生協会とも協力しながら普及啓発しているが、区内業者からはまだ認証取得施設が出ていない。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	食品衛生自主管理認証取得のための支援を検討する	認証取得が容易になる
②	健康応援店等の他事業との連携を図る	業者の食品に関する安全・安心等の意識向上ができる
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
A	法定事務であるが、区民の食の安全を確保するため重要である。

議会（要旨）質問状況	平成11年3定 遺伝子組換え食品の表示について
------------	-------------------------

事務事業分析シート

No1

事務事業名	食品衛生講習会	部課名	健康部 生活衛生課	課長名	高岡芳行
		担当者名	飯田昌宏	内線	428
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(18年度)	食品衛生講習会 (27-80-60-01)				
事務事業の種類	○ 新規事業 (○ 19年度 ○ 18年度) ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	● 昭和 ○ 平成	50 年度	根拠	食品衛生法、食品製造業等取締条例、東京都ふ	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等	ぐの取扱い規制条例、東京都食品安全条例 等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	(計画) 非計画
行政評価事業体系	分野	健康・福祉・子育て			
	政策	生涯を通じて健康で暮らせる社会の実現			
	施策	生活・衛生環境の整備			
目的	区民の食の安全・安心を確保するため、食品衛生法等各関係法令に基づき飲食店等の食品関係営業者に対する許認可事務及び監視・指導を行っている。さらに、食をめぐる問題は食品関係営業者のみならず一般の区民の関心も高い。そこで、食品に関する正しい知識や最新の情報などを、様々な手段・機会を通じて食品関係営業者及び一般の区民にも提供し、一層の食品衛生の向上を図る。				
対象者等	1. 食品関係営業者 2. 一般区民				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業者向け講習会を開催（営業許可更新時や営業業態別に、きめ細かく最新情報を提供し、衛生管理意識の向上を図る） ・ 区民向け講習会を開催（区民からの依頼に応じて食品Gメン出前講習会等を開催し、家庭内での食中毒予防、食品表示の見方、添加物の知識など食の安全・安心に関する情報を提供する。） ・ 区報、ホームページ、ケーブルテレビ等を活用し、区民へ新しい情報を提供する。 				
経過	20年近くに渡り、全業種の食品関係営業者を対象に食中毒予防等の内容で大規模な講演会を実施してきたが、近年の社会情勢の変化と、業種ごとにこまかく情報提供したほうがより効果的であることから、平成15年度からは業種ごとの小規模な講習会を実施回数を増やして実施している。さらに近年は一般の区民の関心も高いことから、区民向けの情報提供にも力をいれている。				
必要性	食品営業者や区民を対象とした講習会、街頭相談等を実施し、食の安全・安心に関する最新情報の普及啓発とリスクコミュニケーションを図る				
実施方法	(直営 ○ 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 ○ 非常勤 臨時職員) 食中毒の予防を始め、食品に関する正しい知識や最新の情報などを、区報・ホームページ・ケーブルテレビ等の手段を通じて区民に提供し、食品衛生の一層の向上を図る。(食品Gメン出前講習会等)				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	(単位：千円)							
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
予算額	723	688	670	412	412	213	212	
①決算額(18年度は見込み)	644	505	601	288	349	213	212	
②人件費						21,548		
【事務分担量】(%)						250		
合計(①+②)	644	505	601	288	349	21,761	212	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	644	505	601	288	349	21,761	212	
実 績 の 推 移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	講習会数(営業者)	45	42	56	75	49	50	50
	参加人数(営業者)	2,275	2,216	2,641	2,329	1,995	1,601	2,000
	講習会数(区民等)	上記に含む	上記に含む	上記に含む	上記に含む	19	24	20
	参加人数(区民等)	上記に含む	上記に含む	上記に含む	上記に含む	643	422	500

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	衛生教育用ビデオ、 一般啓発用小冊子	271	衛生教育用ビデオ、 一般啓発用小冊子	75	衛生教育用ビデオ、 一般啓発用小冊子	112
役務費	案内通知用郵便券	78	案内通知用郵便券	138	案内通知用郵便券	100	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
①	更新講習会受講率	56.6	51.4	60	90	受講者／対象者
②	新規講習会受講率	25.3	20.4	30	70	受講者／対象者
③	業態別講習会等受講率	61.8	62.9	70	90	受講者／対象者

問題点・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受講率の向上を図り、一層の食品衛生の向上を図る必要がある。 ・ 未受講の施設における衛生意識の向上を図る必要がある。 ・ 食品関係営業者の団体である食品衛生協会との連携が欠かせない。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区） 実務講習会の実施

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	受講率の向上を図るため、講習会の回数や実施時期・時間帯を見直す。	食の安全・安心に関する情報提供や衛生管理意識の向上が図られ、営業者の自主管理意識が向上し、施設の衛生も向上する。
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
B	食の安全確保は、区民の生命、健康に直接影響するものであり重要である。

議会（要質）問状況	平成11年三定 遺伝子組換え食品等の表示について 平成14年三定 食品偽装表示について
-----------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	食品衛生推進員	部課名	健康部 生活衛生課	課長名	高岡芳行
		担当者名	飯田昌宏	内線	428
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）	食品衛生推進員（27-80-80-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	○ 昭和 ● 平成	9 年度	根拠	食品衛生法、荒川区食品衛生推進員設置要綱	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内 都基準内 (区独自基準)		計画区分	計画 非計画	
行政評価事業体系	分野	健康・福祉・子育て			
	政策	生涯を通じて健康で暮らせる社会の実現			
	施策	生活・衛生環境の整備			
目的	平成7年5月の食品衛生法改正により、各自治体ごとに食品衛生推進員を委嘱することができるようになった。社会的信望を持ち、かつ食品衛生の向上に熱意と識見を持った方を食品衛生推進員に委嘱することができる。（定数は10名以内、任期は2年）				
対象者等	荒川区内の食品関係者				
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 飲食店営業者等からの食品衛生に関する相談に助言（許可申請・各種届出等）を行う。 2. 保健所が実施する食品衛生に関する普及啓発に協力する。 3. 地域の食品衛生に関する情報収集を行う。 				
経過	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成9年10月1日に荒川区食品衛生推進員制度が発足（第1期）。 2. 平成15年3月31日に第3期の委嘱期間が満了。 3. 社会状況の変化や区の地域特性等を考慮し、営業者団体である荒川食品衛生協会とも協議した結果、区職員と協会自治指導員との協働により上記内容は充分対応可能であるとの結論に達し、助役決定により平成15年3月31日をもって事業を休止。 				
必要性					
実施方法	（直営 一部委託 全部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 休止中				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
予算額	319	279	269	258	0	0	0	
①決算額（18年度は見込み）	266	261	227					
②人件費								
【事務分担当】（%）								
合計（①+②）	266	261	227	0	0	0	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	266	261	227	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	推進員数	10	10	9	(休止中)	(休止中)	(休止中)	(休止中)
	推進員連絡会	2	2	2	(休止中)	(休止中)	(休止中)	(休止中)
	イベント等への参加	5	4	4	(休止中)	(休止中)	(休止中)	(休止中)
	研修	6	9	8	(休止中)	(休止中)	(休止中)	(休止中)

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
			予算計上なし		予算計上なし		予算計上なし

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
①						
②						
③						

問題点・課題	15年度以降、休止しており実績がない。
他区の実況	（実施 20 区 休止 3 区） 豊島区、荒川区、目黒区の順に休止

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	廃止に向け他区の状況等を調査し検討する	
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
D	現在休止中であり、廃止を含め見直す必要がある。

議会（要旨）質問状況	
------------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	がん予防センター事業費	部課名	健康部生活衛生課	課長名	高岡芳行
		担当者名	道川昌宏	内線	422
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）	平成17年度をもって事業廃止				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	○ 昭和 ● 平成	3 年度	根拠法令等	荒川区がん予防センター条例（平成18年3月31日まで）	
終期設定	● 有 ○ 無	17 年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 (非計画)
行政評価事業体系	分野	健康・福祉・子育て			
	政策	生涯を通じて健康で暮らせる社会の実現			
	施策	区民健康づくりの推進			
目的	がん予防の総合的推進を図り、もって区民の健康の保持・増進に資するために設置した荒川区がん予防センターの円滑な運営を図る。				
対象者等	財団法人 荒川区がん予防センター（平成18年3月31日まで）				
内容	平成17年度事業内容 (1) がん予防教育に関する事業（特別予防教室開催・喫煙防止ビデオの販売・情報誌発行・禁煙教室開催・声の情報誌発行） (2) がん集団検診、予防教育に関する調査・研究 (3) がん検診事業（胃・肺・子宮・乳・大腸） (4) がん検診従事者研修事業（細胞検査士等研修会） (5) 施設管理運営事業				
経過	平成 2年 10月 15日 財団法人荒川区がん予防センター設立 平成 3年 4月 1日 管理運営委託開始 平成12年 4月 1日 組織統合により保健衛生部庶務課から事務移管 平成18年 3月 31日 財団法人荒川区がん予防センター解散 平成18年 3月 31日 本事業終了				
必要性	18年度から事業運営が財団委託から区直営として、がん予防センターと保健所を統合して、がん検診を含めた総合的な健康づくりを実施するため、財団委託である本事業は廃止した。（18年度からがん検診事業は区直営で実施）				
実施方法	（直営 一部委託 <u>全部委託</u> ） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） （財）荒川区がん予防センターに委託している（平成18年3月31日まで） ◎財団職員人件費 11人（局長1人・専門参事1人・非常勤8人・再雇用1人） ◎派遣職員人件費 20人（次長1人・管理係9人・業務係10人）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
予算額	344,142	327,239	313,939	311,396	309,504	300,711	
①決算額（18年度は見込み）	321,079	302,108	298,242	290,173	279,535	286,256	
②人件費						2,915	
【事務分担量】（%）						70	
合計（①+②）	321,079	302,108	298,242	290,173	279,535	289,171	0
国（特定財源）							
都（特定財源）							
その他（特定財源）							
一般財源	321,079	302,108	298,242	290,173	279,535	289,171	0
実績の推移	事項名						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
がん予防講演会（禁煙教室含む）	4回	4回	3回	3回	1回	3回	
情報誌発行	3回	3回	3回	2回	2回	2回	
声の情報誌発行	3回	3回	3回	2回	2回	2回	

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）
委託料	光熱水費	11,243	11,784	光熱水費	11,784		
	清掃業務全般	8,610	8,505	清掃業務全般	8,505		
	その他の委託	39,134	40,417	その他の委託	40,417		
負担金補助及び交付金	財団職員人件費 11人	49,621	52,364	財団職員人件費 11人	52,364		
	派遣職員人件費 20人	164,434	166,733	派遣職員人件費 20人	166,733		
	指導医謝礼等	2,094	1,550	指導医謝礼等	1,550		
	印刷製本・手数料等	4,399	4,903	印刷製本・手数料等	4,903		

※平成18年度～事業廃止、生活衛生課事務費、健康推進課事務費、がん検診費等に振分け

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
①	がん予防講演会参加者数	10	44	—	—	
②						
③						

問題点・課題	
他区の実況	（実施 区 未実施 22 区）

問題点・課題の改善策検討	
①	平成19年度に取り組む具体的な改善内容
②	改善により期待する効果
③	

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
D	平成17年度をもって事業廃止した。

議会（要旨）質問状況	
------------	--